

## 一般社団法人延岡市スポーツ協会加盟団体規程

### (目的)

第1条 本会は、一般社団法人延岡市スポーツ協会（以下、「本会」という。）定款第6条により加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (加盟)

第2条 本会に新たに加盟しようとする団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 延岡市民を中心とするアマチュアのスポーツ又はレクリエーション団体としての組織及び運営がなされていること
  - (2) 団体として結成後3年以上が経過し、年間を通じて継続的、かつ計画的な事業を実施していること
  - (3) 次の実態を備えていること
    - ア. 会則（規約）を有すること
    - イ. 意思決定機関（総会等）、執行機関（理事会等）を有すること
    - ウ. 自ら会計を処理し、かつ会計処理者以外の監査人を有すること
    - エ. 事務局を有すること
- 2 加盟申請に必要な書類は次のとおりとする。
- ア. 加盟申請書
  - イ. 趣意書
  - ウ. 経過報告書
  - エ. 会則（規約）
  - オ. 事業計画書(案)及び事業報告書
  - カ. 収支予算書(案)及び決算書
  - キ. 役員名簿及、登録団体及び会員数報告書
  - ク. その他本会会長（以下、「会長」という。）が必要と認めたもの

### (事業計画書等の提出)

第3条 本会に加盟している団体（以下「加盟団体」という。）は、毎事業年度終了後1ヶ月の間に、次の書類を会長に提出しなければならない。

- ア. 事業計画書(案)及び事業報告書
  - イ. 収支予算書(案)及び決算書
  - ウ. 役員名簿、及び登録団体・会員数報告書
  - エ. その他会長が必要と認めたもの
- 2 加盟団体は、第2条により提出している書類に変更があったときは、遅滞なくその旨を届けなくてはならない。

### (会費)

第4条 加盟団体は、毎年5月末日までに会費を納入しなければならない。

- 2 いったん納入された会費は、返還しないものとする。

### (定款等の遵守)

第5条 加盟団体は、本会定款並びに諸規程を遵守しなければならない。

- 2 加盟団体は、本会、延岡市及び延岡市教育委員会等が行うスポーツ振興のための行事等に協力するものとする。

### (退会等及び退会勧告)

第6条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を会長に提出する

ものとする。

- 2 加盟団体が休会しようとするときは、その理由を付して休会届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。  
なお、休会期間は承認後2か年間とし、会費の納入等は免除するものとする。
- 3 前項における休会中の団体が復帰しようとするときは、復帰届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。  
なお、期限内に復帰できない場合は、退会したものとみなす。
- 4 会長は、加盟団体が本会定款11条に規定する資格を喪失したとき又はこの規程に違反した場合、若しくは本会の加盟団体として不適格と認められたときは、理事会の承認を経て退会を勧告することができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前においても、第2条から第6条までの規定による手続きを行うことができる。
- 3 (現行の)一般社団法人延岡市体育協会加盟団体規程は廃止する。

(改訂)

- 1 この規程は、令和3年5月21日から一部改訂して施行する。